

自転車の交通ルール



茨木市交通安全キャラクター
「トラボ」

安心して自転車に乗るために

交通政策課



2026.1 作成



はじめに

自転車は日常において、通学や通勤、サイクリングなどで利用される
便利で身近な乗り物で、幼児から高齢者まで幅広く愛用されています。

しかし、自転車利用者のマナー違反などによる事故が後を絶たず
高額な賠償請求例も発生するなど、自転車は正しく利用しないと危険な
乗り物になる可能性があります。

自転車のルールを理解し、安全な自転車の利用を心がけましょう。

もくじ

01

・大阪府の自転車事故の特徴

02

・道路交通法の一部改正について

03

・実際の道路でルール確認！

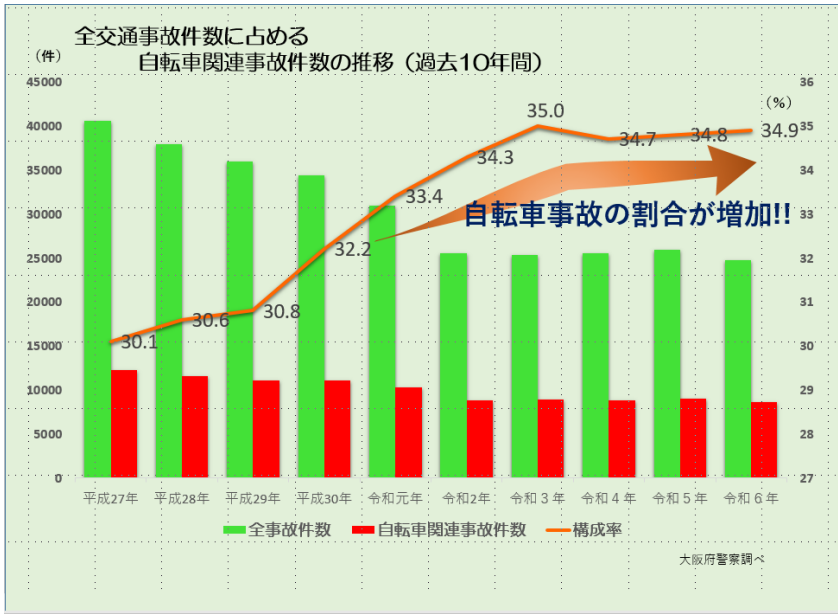
04

・危険予測で事故を回避！

05

・安心して自転車に乗るために

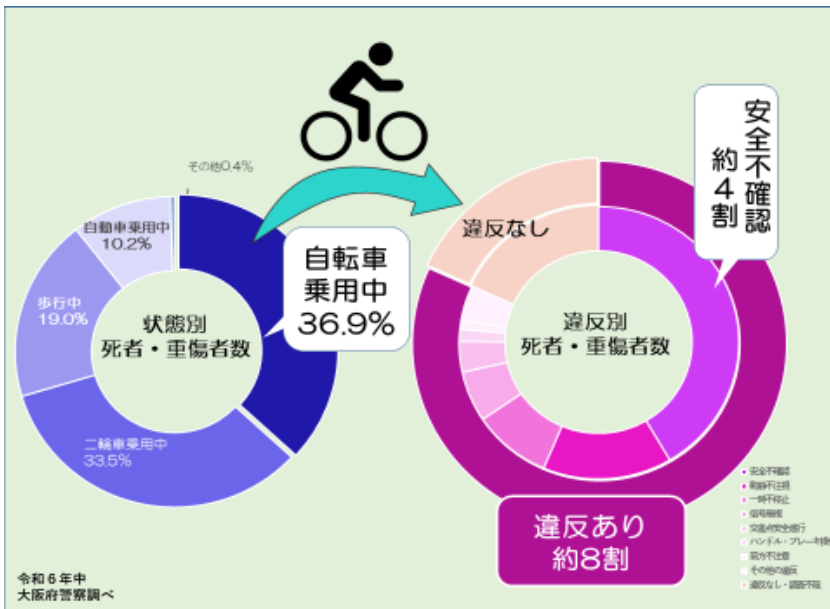
01. 大阪府の自転車事故の特徴



緑の棒グラフは大阪府で発生した事故件数です。10年前に比べると減少傾向です。

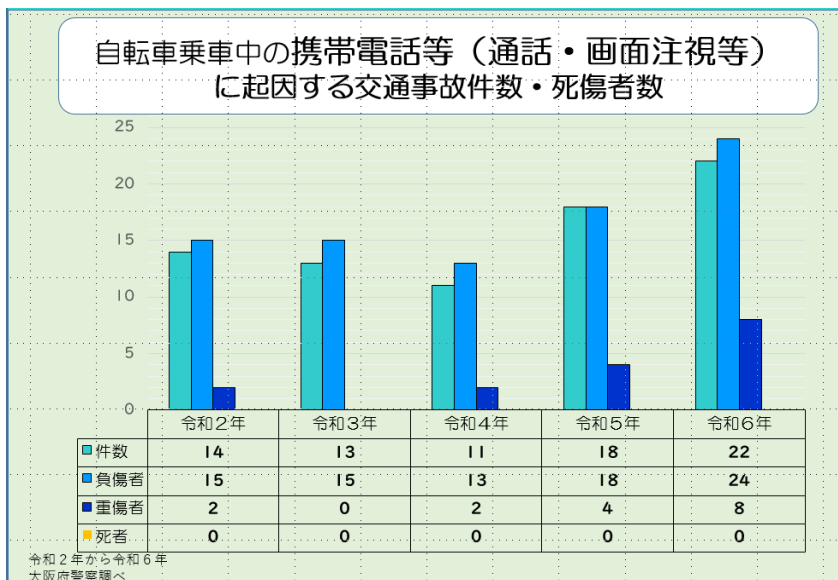
赤の棒グラフは、自転車関連事故件数です。ここ数年は横ばい傾向です。

折れ線グラフは全交通事故に占める自転車事故の割合です。大阪では増加傾向で3割以上を推移しています。全国的には約2割で推移していますので大阪は自転車事故が多いと言えます。



左の円グラフは、令和6年の状態別の死者・重傷者数です。自転車に乗っているときが一番多く全体の36.9%を占めています。

さらに自転車乗車中の死者・重症者を詳しくみていくと、違反別では自転車側の約8割の方に違反がみとめられました。違反の中でも「安全不確認」が約4割を占めます。



自転車乗車中の携帯電話の使用（いわゆる「ながらスマホ」）が原因となる交通事故も増加傾向です。

02 道路交通法の一部改正について

令和6年5月24日に道路交通法の一部改正が公布

令和6年11月1日施行

自転車の酒気帯び・ながらスマホ罰則強化

酒気帯び運転及びほう助



違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
 自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
 酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

運転中のながらスマホ



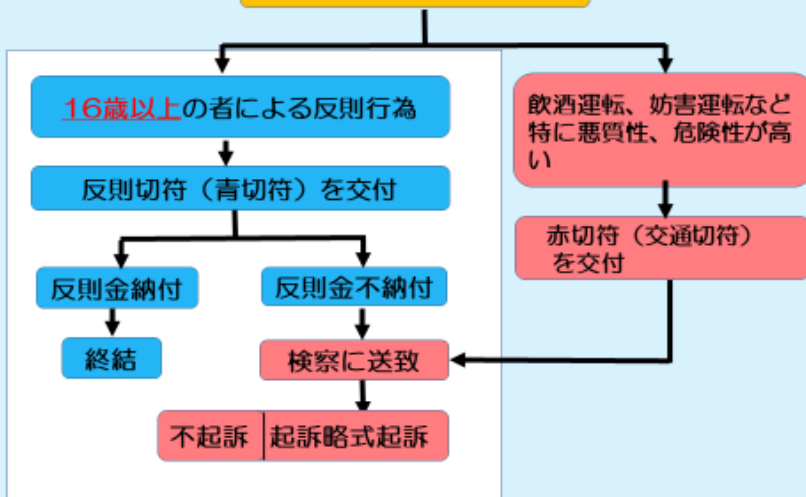
違反者は、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
 交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

全国的に自転車事故の割合が増加傾向にあることもあり、令和6年5月に道路交通法の一部改正が公布されました。

同年11月に施行されたものが、「酒気帯び運転」と「ながらスマホ」の罰則が強化です。

令和8年4月1日から「交通反則通告制度」開始

自転車の交通違反



令和8年4月1日から、「交通反則通告制度」の適用が開始されます。

取り締まりの対象年齢は16歳以上です。運転者が一定の違反をした場合、警察官が「青切符」を交付し反則金を納付すれば刑事罰を科されない制度です。

「酒酔い」「酒気帯び」「妨害運転」などの悪質な違反行為や事故を起こした場合は、反則制度の対象外です。こちらは「赤切符」が交付され、刑事罰の対象として検察庁に送られます。

★対象となる違反行為は100種類以上
 ★反則金は原付と同じ

 スマホ保持 1万2000円	 一時不停止 5000円	 信号無視 6000円	 通行区分違反（逆走等） 6000円
 夜間の無灯火 5000円	 傘差し イヤホン（大音量） 5000円	 二人乗り 3000円	 並進 3000円

反則通告制度の対象となる違反行為は「携帯電話の使用（保持）」「一時不停止」「信号無視」「逆走」「無灯火」「ながら運転」など100種類以上です。反則金は原付と同じです。

これらの違反は大きな事故につながる危険な行為です。切符を切られるから違反に気をつけるのではなく、「交通事故を起こさない」ための安全運転を心がけましょう。

03. 実際の道路でルール確認！

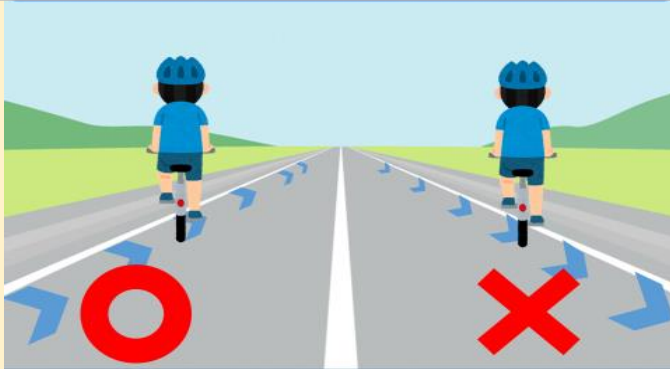
Q

あなたは自転車走行中です
道路のどこを走りますか？



A

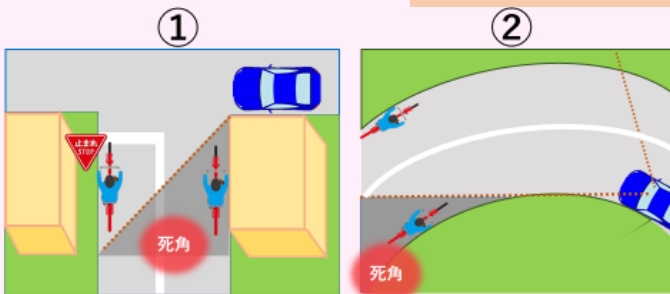
正解…車道の左側を通行する



自転車は「車の仲間」です。
このように車道の一番左端を通行しまし
ょう。

車道の左端にこのような矢羽根型道路
標示が設置されていますが、これは「自
転車は車道の左側を通行」ということを
分かりやすく視覚的に明示しているもの
です。（矢羽根型道路標示は自転車専用
という意味ではありません。）

右側通行は大変危険です!!



出会い頭事故!



自転車同士の正面衝突

自転と車の正面衝突

右側通行は逆走となり通行区分違反として、反則金6,000円
の対象となります。

自転車は車道の一番左端を通行しましょう。

03. 実際の道路でルール確認！

Q



交差点を直進します
この時、何に注意しますか？

A

正解…「とまれ」の標識では止まる



停止線で一旦止まり、安全確認ができる位置までゆっくり進みます。左右の安全を確かめます。



最後は右後ろの安全確認をしてください。自転車の右後ろから車がくるかもしれません。必ず右後ろも見るようにしましょう。



交差点での事故が多発！

これに違反すると、指定場所一時不停止等として、反則金5,000円の対象となります。交差点では多くの事故が発生しています。標識のあるところはもちろん、ない所でも交差点では止まって安全確認をして下さい。

03. 実際の道路でルール確認！

Q



A

正解…歩行者優先で徐行する

自転車が**歩道を通行できる**ときの条件を確認しましょう。

- ①「自転車歩道通行可」の標識があるとき
- ②13歳未満の子供・70歳以上の高齢者・身体の不自由な人の場合
- ③道路工事や駐車車両、交通量が多いなど車道通行が著しく危険な場合は、歩道を通行することができます。

自転車は上記の条件に該当しなければ歩道通行できません。

歩道通行時の注意点



歩道は右・左関係なく車道寄りを通行します。

正面から自転車が来た場合は、相手を右に見るようにすれ違いましょう。

歩行者の間を縫って走るといったことは止めましょう。

歩道は歩行者優先です。いつでも止まれるゆっくりとした速度で走りましょう。

歩行者の妨げとなる場合は、自転車が一時停止をして道をゆずる、または自転車から降りて押しましょう。

これらに違反すると、歩道徐行等義務違反として、反則金3,000円の対象となります。

03. 実際の道路でルール確認！



Q

この時、
車両用信号機、歩行者用信号機
どちらの信号に従いますか？

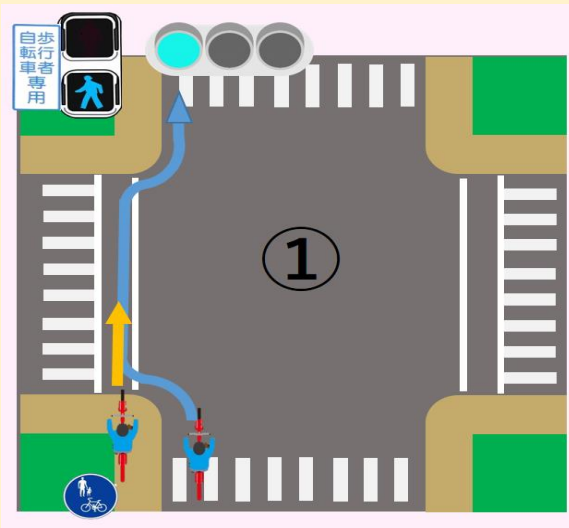
A

正解…車両用信号に従う

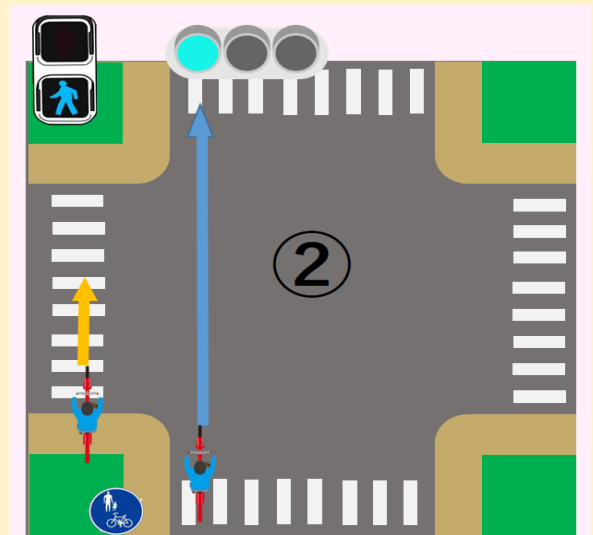


歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」という標示板がある場合とない場合では従う信号が違ってきます。

問題の歩行者用信号には標示板がないため、車両用信号に従います。



①は歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」という標示板がある場合です。この場合は歩行者用信号機に従わなくてはなりません。そして、自転車横断帯がある場合はそこを通らなければなりません。

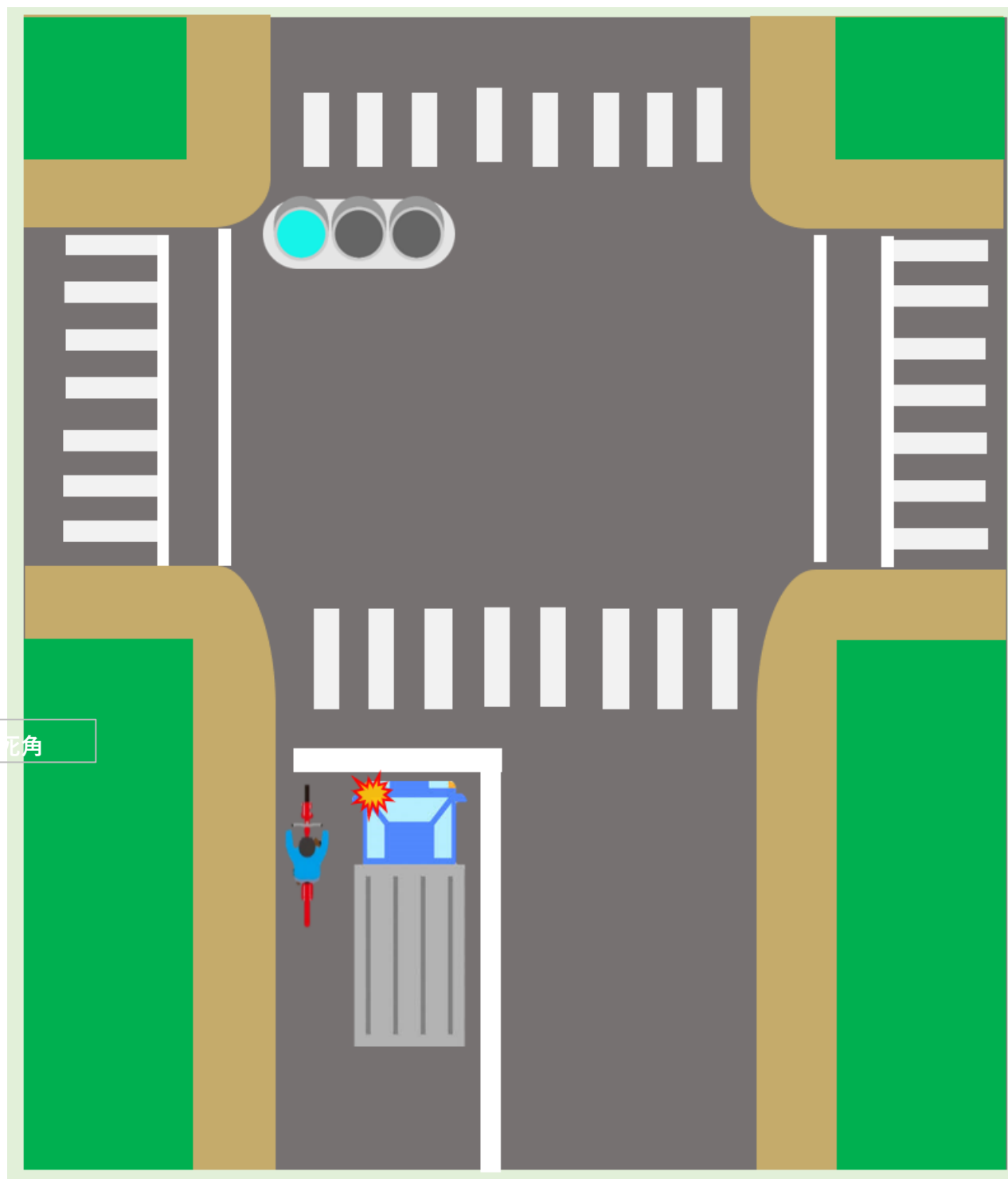


歩行者用信号機に「歩行者自転車専用」という標示板がある場合とない場合では従う信号が違ってきます。

信号無視は反則金6,000円の対象となります。

04. 危険予測で事故を回避！

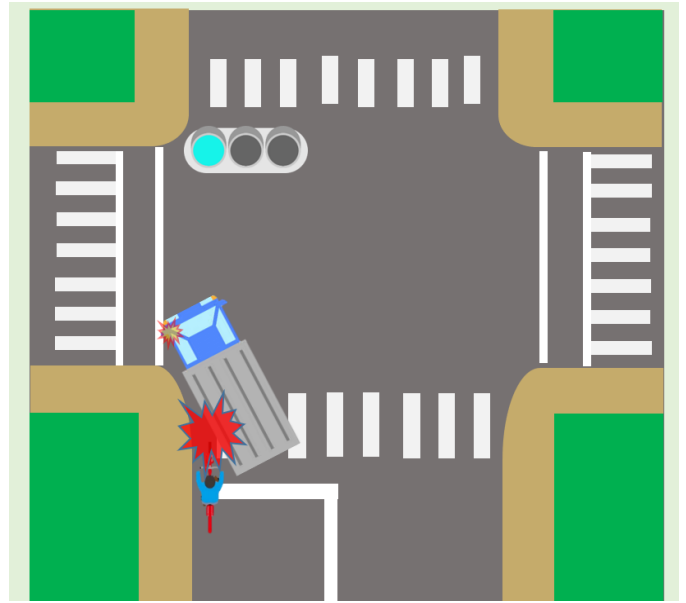
自転車が信号のある交差点に差し掛かりました。
左折のウィンカーを出しているトラックが見えます。
信号が青色になりました。自転車は直進します。
この状況でどんな危険が考えられますか？



04. 危険予測で事故を回避！

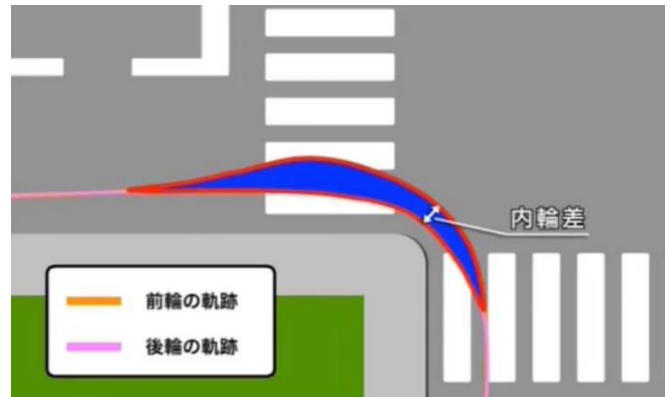
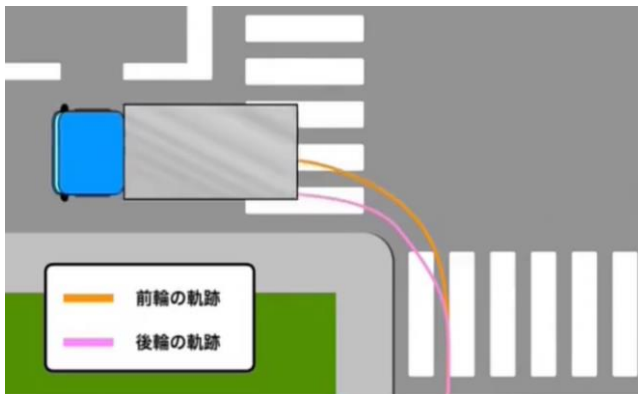
答え 左折巻き込み事故

道路とトラックとの間に十分なスペースがあると判断し、トラックとの間をすり抜けようとする、左折車に巻き込まれてしまう危険があります。



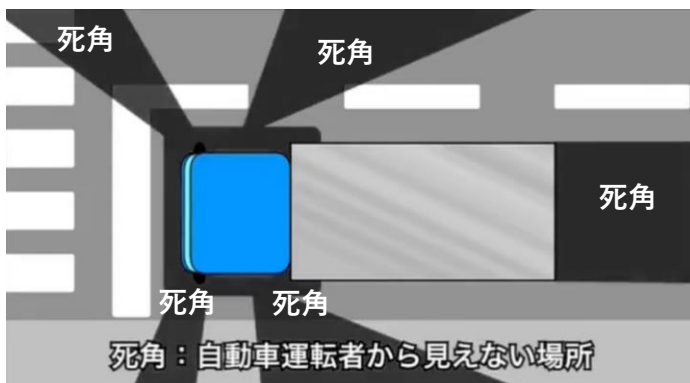
内輪差

車には内輪差というものがあります。車が曲がる時、後ろのタイヤは前のタイヤの内側を通ります。これを意識しておかないと左折してきた車などに巻き込まれてしまう危険があります。



死角

車にはミラーなどでは確認できない死角という場所があります。車のミラーには、自転車の姿が映っていません。



もしかして車の死角に入り、車の運転手が自転車の存在に気づいていないかもしれないと危険予測することが大切です。

05. 安心して自転車に乗るために



もし、**事故**にあったら・・・

加害者でも被害者でも事故時の正しい対応を

1

けが人の救護
(119番)



2

安全の確保



3

警察への連絡
(110番)



これらの措置を怠った場合は、当て逃げやひき逃げの罪に問われる場合があります。正しい対応をとるようにしましょう。どんなに軽微な交通事故でも発生すれば必ず届け出をして下さい。

現在地認知システムをご存じですか？

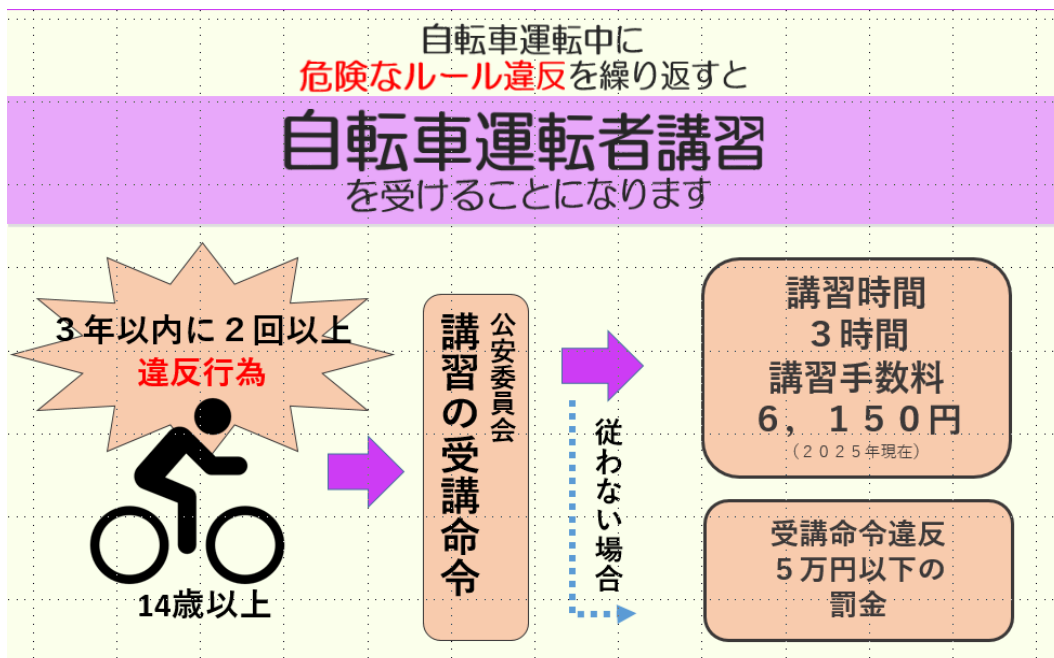


110番通報時に
シールの番号（上3桁、下5桁）
を教えてください



110番通報の時には事故現場の場所を伝える必要があります。突然の事で気が動転して現在地の住所番地が分からなくなった場合は、道路標識に貼付されたシールの番号を通報してください。通報場所がピンポイントで判明します。

05. 安心して自転車に乗るために



青切符の導入により、自転車の交通違反で検挙されても、多くは反則金の納付で事件は終了しますが、自転車で交通違反を繰り返したときには、自転車運転者講習（平成27年6月1日～）の受講が必要となります。

一定の危険な違反行為をして、3年以内に2回以上検挙されたり、又は事故を起こした場合、講習を受けなければならないという制度です。講習対象者は14歳以上、手数料は6,150円、講習時間は3時間です。受講命令に従わないと5万円以下の罰金になります。



対象となる危険な行為は16項目あります。「信号無視」や「一時停止違反」、「歩道通行での違反」そして道路交通法改正で紹介した「酒気帯び運転」、「ながらスマホ」も含まれています。自転車は責任ある乗り物です。安全運転を心がけてください。

05. 安心して自転車に乗るために

大阪府では

自転車保険に加入 しなければなりません

大阪府自転車条例により、平成28年7月1日から自転車保険の加入が義務づけられました。

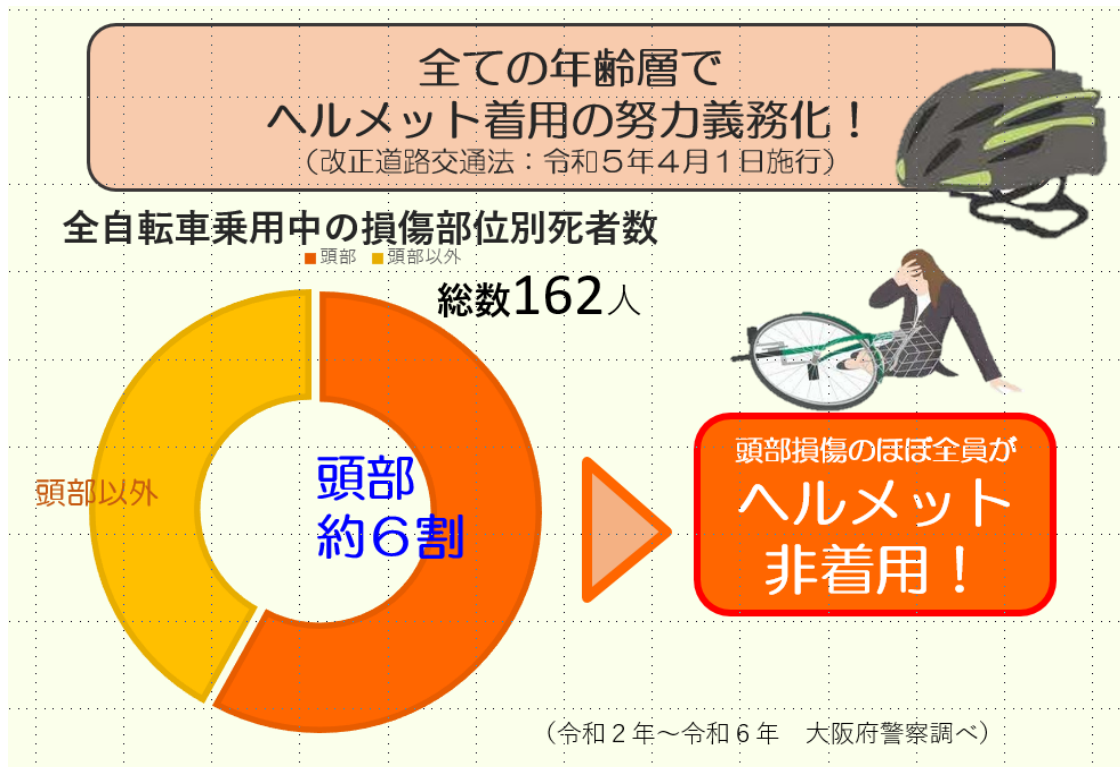
高額賠償事例

賠償額
約**9,500**万円



小学生が夜間、自転車で歩行者と衝突。歩行者が頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた保護者に9,521万円の賠償を命令 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判例)

大阪府では平成28年に自転車条例が施行され、自転車を利用する人すべてに自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故で高額な賠償の事例がたくさん出ています。万が一に備え、自転車保険に加入しましょう。



約6割の方が頭を強く打って命を落としています。頭を打って亡くなられた方のほぼ全員がヘルメットを被っていませんでした。ヘルメットは命を守る大切な道具です。自転車乗車時はヘルメットを被りましょう。